

# 福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱

## 第1 趣旨及び目的

平成11年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき、県内の患者発生状況、病原体検査情報等の感染症の発生情報を正確に把握・分析し、その情報を的確に県民や医療関係者へ提供・公開することにより、早期に感染症への注意を喚起し、適切な予防措置及び医療の提供等、有効かつ的確な感染症対策の確立に資することを目的とする。

## 第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は、別表1-1～別表1-4のとおりとする。

## 第3 実施主体

実施主体は、保健医療介護部がん感染症疾病対策課（以下「がん感染症疾病対策課」という。）、保健福祉（環境）事務所（以下「保健所」という。）及び保健環境研究所とする。

## 第4 実施体制

### 1 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターを保健環境研究所内に設置し、福岡県内の全ての患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、がん感染症疾病対策課に報告するとともに、これらを速やかに保健所、政令市並びに公益社団法人福岡県医師会（以下「県医師会」という。）等の関係機関に提供・公開する。

### 2 検査施設

本事業に係る患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）の検査については、保健環境研究所において実施する。保健環境研究所は、「検査施設における病原体等検査の業務管理要領（平成27年11月17日付健感発1117第2号）」及び福岡県感染症検査施設業務管理者設置要綱（以下「業務管理要領等」という。）に基づき、検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

## 第5 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- 1 福岡県は、定点把握対象の感染症について、患者及び当該感染症により死亡した者（法第14条第1項の厚生労働省令で定める五類感染症に限る。）の情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点を県医師会の協力のもとあらかじめ選定する。
- 2 福岡県は、定点把握対象の五類感染症について、検体等を収集するため、病原体定点を県医師会の協力のもとあらかじめ選定する。なお、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を県医師会協力のもと選定する。

## 第6 事業の実施

### 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1-3の75、86及び87）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

#### (1) 調査単位及び実施方法

##### ア 診断又は検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1-3の75、86及び87）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

##### イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあつては、検体等について、別記様式1の検査票を添付して提供する。

##### ウ 保健所

- ① 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。  
また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式1の検査票を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じてがん感染症疾病対策課及び保健環境研究所と協議する。
- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式1の検査票を添付して保健環境研究所へ検査を依頼するものとする。保健環境研究所から検査結果の報告があった際は、検体等の提供を受けた医療機関に当該結果を通知する。
- ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。

##### エ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式1の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、業務管理要領等に基づき当該検体等を検査し、その結果について、保健所を経由して診断等した医師に通知するとともに、保健所、がん感染症疾病対策課、福岡県感染症情報センター及び中央感染症情報センター等と情報共有す

- る。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立健康危機管理研究機構に協力を依頼する。
  - ③ 保健環境研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合(疑いを含む。)、又は、県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付する。

#### オ 福岡県感染症情報センター

- ① 福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の患者情報について、保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

#### カ がん感染症疾病対策課

がん感染症疾病対策課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、がん感染症疾病対策課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

#### キ 情報の報告等

- ① 福岡県知事又は保健所を設置する市の長(以下「福岡県知事等」という。)は、その管轄する区域外に居住する者について感染症法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)に通報する。
- ② 保健所を設置する市の長(以下「保健所設置市の長」という。)は、厚生労働大臣に対して、
  - ・ 感染症法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
  - ・ 感染症法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合は、併せて福岡県知事に報告する。
- ③ 福岡県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、感染症法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。
- ④ ①～③の報告等について、感染症サーベイランスシステムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。

## 2 全数把握対象の五類感染症(別表1-3の75、86及び87を除く。)

### (1) 調査単位及び実施方法

## ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症（別表 1 - 3 の 75、86 及び 87 を除く。）を届出基準に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、診断後 7 日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

## イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式 1 の検査票を添付して提供する。

## ウ 保健所

- ① 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。  
また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式 1 の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じてがん感染症疾病対策課及び保健環境研究所と協議する。
- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式 1 の検査票を添付して保健環境研究所へ検査を依頼するものとする。
- ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。

## エ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式 1 の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、業務管理要領等に基づき当該検体等を検査し、その結果について、保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、がん感染症疾病対策課、福岡県感染症情報センター及び中央感染症情報センター等と情報共有する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立健康危機管理研究機構に協力を依頼する。
- ③ 保健環境研究所は、県域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付する。

## オ 福岡県感染症情報センター

- ① 福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の患者情報について、保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

- ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

#### カ がん感染症疾病対策課

がん感染症疾病対策課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、がん感染症疾病対策課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

### 3 定点把握対象の五類感染症

#### (1) 対象とする感染症の状態

定点把握の五類感染症について、国の定める届出基準を参考として、当該疾病の患者と診断される場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体と検案される場合とする。

#### (2) 定点の選定

##### ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定にあたっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

##### ① 小児科定点

対象感染症のうち、別表1-4の89から98までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②の急性呼吸器感染症定点（別表1-4の89～91、97、99～101に掲げるものの届出を行う医療機関をいう。以下、同じ。）として協力するよう努めること。

##### ② 急性呼吸器感染症定点

対象感染症のうち、別表1-4の89～91、97、99～101に掲げるものについては、前記①で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、別表1-4の99及び100に掲げるものの入院患者に限定する。

##### ③ 眼科定点

対象感染症のうち、別表1-4の102及び103に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

#### ④ 性感染症定点

対象感染症のうち、別表1-4の104から107までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

#### ⑤ 基幹定点

対象感染症のうち、別表1-4の92のうち病原体がロタウイルスであるもの及び108から113までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

#### イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定にあたっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

- ① 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、別表1-4の89から98までを対象感染症とする。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、別表1-3の85並びに別表1-4の89～91、97、99～101、108及び111に掲げるものを対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定にあたっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、別表1-4の102及び103を対象感染症とする。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、別表1-4の91のうち病原体がロタウイルスであるもの、109及び112を対象感染症とする。

#### (3) 調査単位等

ア 患者情報における調査単位の期間等は、別表1-4のとおりとする。

なお、(2)アの②により選定された患者定点は、別表1-4の89～91、97、99～101に掲げるものについては、届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、別表1-4の99～100に掲げるものについては、疾病毎の患者数を届出ることとする。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関する内容については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

また、(2)のイの③により選定された病原体定点に関する内容のうち、別表1-4の100に掲げる疾病のゲノム解析については、各月を調査単位とする。

#### (4) 実施方法

##### ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等の届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、福岡県医師会が定める方法により行って差し支えない。
- ③ 届出にあたっては感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

##### イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、③、④及びその他必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。
- ② 病原体定点は、検体等について、別記様式1の検査票を添えて、速やかに保健環境研究所へ送付する。
- ③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、別表1-4の89から98までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する。
- ④ (2)のイの③により選定された病原体定点においては、(2)のアの②により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2)のイの③により選定された病原体定点の営業日のうち週はじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。なお、別表1-4の100に掲げる疾病のゲノム解析で用いる検体は地方衛生研究所で選定するため、(2)のイの③により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。

##### ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式1の検査票を添付して提供する。

##### エ 保健所

- ① 対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報について、がん感染症疾病対策課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、

病原体検査のための検体等の提供について、別記様式1の検査票を添付して依頼する。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じてがん感染症疾病対策課及び保健環境研究所と協議する。

- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式1の検査票を添付して保健環境研究所へ検査を依頼する。
- ③ 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。
- ④ 保健所は、保健環境研究所と協力し、病原体定点医療機関に対し、検査結果についての説明等を、年1回以上行うものとする。

#### オ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式1の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、業務管理要領等に基づき当該検体等を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、当該保健所、がん感染症疾病対策課及び福岡県感染症情報センターに送付する。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、保健所において実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立健康危機管理研究機構に協力を依頼する。
- ③ 保健環境研究所は、県域を超えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付する。
- ④ 別表1-4の100に掲げる疾病については、(4)のイの④で提出された検体を用いて、保健環境研究所において、調査単位ごとに20件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS (Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。
- ⑤ 保健環境研究所は、保健所と協力し、病原体定点医療機関に対し、検査結果についての説明等を、年1回以上行うものとする。

#### カ 福岡県感染症情報センター

- ① 福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の患者情報について、保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

#### キ がん感染症疾病対策課

がん感染症疾病対策課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、がん感染症疾病対策課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、

迅速な対応を行う。

#### 4 感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

##### （1）対象とする疑似症の状態

疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

##### （2）定点の選定

具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下の医療機関のうちから、アからウの順に優先順位をつけ、国が定める基準を踏まえて選定する。

ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（1～6）、小児特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料（1～2）の届出をしている医療機関

イ 法に基づく感染症指定医療機関

- ・法に基づく特定感染症指定医療機関
- ・法に基づく第一種感染症指定医療機関
- ・法に基づく第二種感染症指定医療機関

ウ マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）において、疑似症定点として選定することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関（例：大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関）

##### （3）調査単位

調査単位の期間等は、別表1－4のとおりとする。

##### （4）実施方法

###### ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② （2）により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、国が定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として感染症サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
- ③ ②の届出にあたっては感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

###### イ 保健所

- ① 保健所は、疑似症定点において感染症サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についてもがん感染症疾病対策課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関及び地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

## ウ 福岡県感染症情報センター

- ① 福岡県感染症情報センターは、福岡県域内の疑似症情報について、保健所等からの情報の入力済み報告があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、必要に応じて、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

## エ がん感染症疾病対策課

がん感染症疾病対策課は、福岡県感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、がん感染症疾病対策課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

## 第7 その他

- 1 上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、福岡県の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。
- 2 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとする。
- 3 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて保健医療介護部がん感染症疾病対策課長が定めることとする。

附 則

この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2の対象感染症の追加に係る別表1-1から1-4の改正は、平成28年2月15日から適用する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、令和2年6月18日から施行する。ただし、第2の対象感染症の追加に係る別表1-4の改正は、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、令和5年9月25日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、令和7年4月7日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、令和8年4月6日から施行する。

